

広島県告示第六百九十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定によって、平成二十六年広島県告示第七十八号で指定した区域の一部について、指定を解除する。

平成二十六年十一月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定を解除する区域の所在地

竹原市忠海長浜二丁目七二八番五の一部、三〇三五番一三の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称

砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置

詳細調査（当該区域の汚染状態が基準に適合していることを確認）